

南あわじ市 農業委員会だより



～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～

第15号

平成29年9月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL.(0799)43-5236 FAX(0799)43-5336



農業委員会が新体制になりました

任期 平成29年8月1日～平成32年7月31日

任期満了に伴い19名の新しい農業委員が市長より任命されました。また法改正に伴い、農地利用最適化推進委員が新設され35名が農業委員会より委嘱されました。

会長就任のご挨拶

南あわじ市農業委員会

会長 竹田 孝司



皆様方には、日頃より農業委員会業務に対し、ご理解ご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

この度の改選により、農業委員十九名、農地利用最適化推進委員三五名が選任されました。昨年四月に新農業委員会法が施行され、委員の選出方法が公選制から市長の任命制へ変更し、また農地利用最適化推進委員が新設された新しい体制の農業委員会となりました。

八月一日の任命式後の初総会において、委員各位の推挙により農業委員会会長を拝命することとなりました。

かけがえのない農地と農家を守るために農業委員会として何を成すべきかを考え、関係機関と連携を図りながら、活動する農業委員会を目指し三年間取り組みたいと考えております。

農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、皆様の負託に応えるため活動して参りますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。あげ就任のご挨拶と致します。

農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員は、「人・農地のマッチングと農地利用の最適化」(①担い手への農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進)を推進するために新設されました。

近年耕作放棄地は増加傾向にあり、主な原因は農業者の高齢化、労働力不足等が挙げられます。全国的に耕作放棄地面積は40年前と比較すると、3倍にも増加し、そのうち約半分は非農家所有とのデータもあり、早急な対応が求められます。

農業委員会はこれらの問題に対応・解決すべく、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、活動します。

申請書等審議日程

南あわじ市農業委員会では、毎月次の日程により申請書等の受付、審議、許可を行っています。申請についてのご相談は、お早めに願います。

☆申請書等受付締切

毎月 5日

☆総会

毎月 20日

(閉庁日の場合は翌開庁日)

新しい農業委員

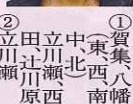
☆申請目的によって担当委員が異なります。ご注意ください!☆

担当区域①

- ・農地法第3条申請（農地等の権利移動）
- ・農地法第4条申請（農地の転用）
- ・農地法第5条申請（農地等の転用のための権利移動）
- ・農地等の買受適格証明交付申請
- ・農地改良による一時転用の届出
- ・非農地証明願
- ・現況証明
- ・農業用施設等の届出
- ・贈与税、相続税の納税猶予に関する適格証明願
- ・農地に関する相談

担当区域②

- ・農用地利用集積計画書利用権設定
- ・農地等の賃貸借合意解約の通知書
- ・農地等の使用貸借に係る土地引き渡し報告書
- ・耕作放棄地の発生防止、解消
- ・農地利用の最適化の推進活動(農地バンク等)
- ・法人化その他農業経営の合理化に関する業務
- ・農地に関する相談



村上裕美



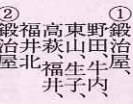
三好州宏



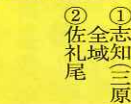
えのもと
榎本 小代子
さよこ



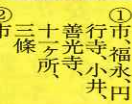
伊達勝繁 だて かつしげ



山添康弘 やまぞえ やすひろ



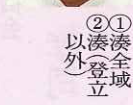
原地区協議会会長
やました せいいち
山下清一



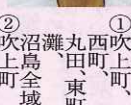
木下 毅彦
きのした たけひこ



横 博
文



農業委員会会長職務代理
もり
森
みつお
光男



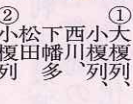
阿部文恵



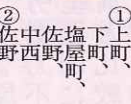
上田雅博 こうだ まさひろ



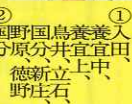
姥谷光代うばたにみつよ



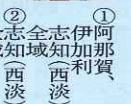
農業委員会会長
竹田孝司
たけだ たかし



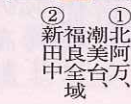
渦古章二



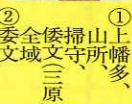
眞野文夫



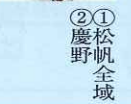
小谷雅信



立川善久



水越政義



西淡地区協議会会長
まつした
松下
おさむ
修

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金



- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金の特徴

- ☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

- ☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

- ☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



- ☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

- ☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
(支払った保険料の15%～30%程度が節税)

- ☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのあわじ島農協、南あわじ市農業委員会、または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

あわじ島農業協同組合 tel: 42-5200
農業委員会事務局 tel: 43-5236

農業者年金基金

検索

